

臨海副都心 Winglet 公道走行実証実験運営協議会規約

(名称)

第1条 本協議会は、臨海副都心 Winglet 公道走行実証実験運営協議会（以下「本協議会」という。）という。

(目的)

第2条 本協議会は、東京都臨海副都心MICE拠点化推進事業の一環として、トヨタ自動車株式会社（以下「トヨタ」という。）が臨海副都心の来訪者等に乗車機会を提供している搭乗型移動支援ロボット「Winglet」を利用して地域と連携して公道等走行実証実験を推進することで、安全性の評価、運転者の教育の適正、利用の普及・浸透の検証、国際観光資源としての可能性の調査等を実施し、地域特性に応じた搭乗型移動支援ロボットの実用化促進を図ることを目的とする。

(実証実験対象地域)

第3条 本協議会が推進する実証実験の対象地域は、別紙に定める「走行地域」とする。

(活動)

第4条 本協議会は、第2条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) Winglet 公道走行実証実験（以下「実証実験」という。）計画書の承認、実験結果の評価検証、国土交通省等への結果報告等の統括管理
- (2) 実証実験の実施・管理、推進及び道路使用許可申請等
- (3) 実証実験実施時の交通の安全と円滑を図る措置
- (4) 実証実験等に関する情報発信・成果の広報
- (5) 搭乗型移動支援ロボットの実用化に係る社会制度等に関する提言
- (6) その他協議会の目的を達成するために必要な活動

2 本活動の具体的内容は、次条の会員の全員の同意により決定する。なお、本活動の詳細については、会員全員の同意により、その決定を各会員に委任することができる。

(会員)

第5条 本協議会の会員は、以下の者とする。

トヨタ

東京都

一般社団法人東京臨海副都心まちづくり協議会

(各会員の役割)

第6条 本協議会の各会員が負う主な役割は以下のとおりとし、当該役割の実施に必要な費用は各自が負担する。

- (1) トヨタは、実証実験の計画を作成し、実証実験を自己の責任を持って運営

するとともに、実証実験に使用する Winglet を保守・管理し、その管理瑕疵による責を負う。

(2) 東京都は、実証実験の実施内容の審査・検証を行うとともに、実施に際して、交通の安全と円滑を図るための施設を管理し、その管理瑕疵による責を負う。

(3) 一般社団法人東京臨海副都心まちづくり協議会は、走行地域への広報活動を行うことにより、実証実験への理解を広める。

(オブザーバー)

第7条 本協議会は、その活動を円滑に推進するため、オブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、第9条に掲げる会長が委嘱する。

(現場責任者)

第8条 本協議会は、実証実験の実施する際は、現場責任者を置くものとする。

2 現場責任者は、会員またはオブザーバーの役職員の中から少なくとも1名を選定する。

3 現場責任者は、実証実験のつど、会長が任命する。

4 現場責任者は、道路使用許可の写しを携行して実証実験実施の際に実験場所に常駐し、Winglet の不具合や事故・重大ヒヤリ発生時等に、現場からの通報を受け現場での適切な措置・対応の陣頭指揮と、トヨタ等関係機関への速やかな通報をする責を負う。

(役員等)

第9条 本協議会は、次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

2 会長は、トヨタ自動車株式会社パートナーロボット部長とし、本協議会を代表し、実験計画書の承認、実証実験の運営を統括する。

3 会長は、実験の現場責任者からの報告により交通の安全と円滑を確保できないなど実証実験を実施することが困難な状況であると判断した場合は、実験を中止することができる。

4 副会長は、東京都港湾局営業担当部長とし、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長の職務を代行する。

(総会)

第10条 本協議会の総会は、会員全員で組織されるものとする。

2 総会は、毎年度1回以上開催するほか、第4条第2項に定める事項の審議その他必要に応じて会長が招集することができる。総会の招集権者及び議長は会長とする。

3 総会は、会員全員の出席（代理出席、委任状を含む。以下同じ。）をもって成立する。

- 4 会長は、総会において、本活動の結果を報告する。
- 5 総会の議事は、本規約において特段の定めがある事項を除き、会員全員の同意をもって決する。
- 6 オブザーバーは、総会において意見を述べることができる。
- 7 開催場所その他総会の開催に必要な詳細は会長が決定するものとする。

(書面審議等)

第11条 会長は、必要と認めるときは、書面により、総会報告事項及び、総会決議事項の審議を行うことができる。

(その他の委員会)

第12条 会長は、本協議会の目的遂行のために必要な委員会の設置及び規則の制定を行うことができる。

(事務局)

第13条 本協議会の事務局は、トヨタ自動車パートナーロボット部内に置く。

- 2 事務局長は、トヨタ自動車パートナーロボット部モビリティプロジェクト長とする。

(情報開示)

第14条 各会員は、総会、実験経過及び実証実験その他本協議会で得た情報を本協議会外部へ開示又は発表する場合、事前に会長の承認を得なければならない。

(秘密保持)

第15条 各会員は、本協議会において知り得た本活動または他の会員（以下、開示者という）に関する一切の秘密事項（以下、秘密事項という）を、開示者に無断で第三者に開示または漏洩等してはならない。ただし、次の各号に掲げるものは、秘密事項に含まれないものとする。

- (1) 知り得た時に既に公知となっていたもの
- (2) 知り得た時に既に保有していたもの
- (3) 知り得た時に開示者から秘密事項にあたらぬ旨の通知を受けたもの
- (4) 知り得た後、自らの責に帰すべき事由によることなく公知となったもの
- (5) 第三者から秘密保持義務を課されることなく適法に入手したもの

2 各会員が、法令に基づき秘密事項を開示しなければならない場合、速やかに開示者に書面で通知し、当該開示について最小限の開示に止めるよう努めるものとする。

3 第1項の定めは、本協議会の退会後または解散後も、なおその効力を有するものとする。

4 各会員は、開示者から受領した秘密事項を、退会時に開示者の指示に従って開示者に返還または破棄するものとする。

(法令順守)

第16条 実証実験を実施するにあたり、当該実証実験に参加する者は、道路交通法、道路運送車両法その他東京都条例等の関連法令を順守するものとする。

(規約の変更)

第17条 本規約の変更は、総会において3分の2以上の議決を得なければならない。

(解散)

第18条 本協議会の目的を果たした又は本協議会の継続が困難と判断された場合は、総会において3分の2以上の決議をもって解散することができるものとする。

(細則)

第19条 この規約に定めるもののほか、本協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 本規約は、本協議会設立の日から施行する。

別紙：走行地域

